

○特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）
（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特定個人情報の安全に係る重大な事態） 第二条 法第二十九條の四に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態は、次に掲げる事態とする。 一～四（略）</p>	<p>（特定個人情報の安全に係る重大な事態） 第二条 法第二十八條の四に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態は、次に掲げる事態とする。 一～四（略）</p>